

疑義貨物に係る生産者通知書

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付開始通知第 号により通知した疑義貨物について、関税法第 69 条の 12 第 3 項の規定により、下記の事項を通知します。

記

1. 生産者の氏名・名称
2. 生産者の住所

(注) この通知書により通知された事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第 69 条の 12 第 8 項の規定により禁止されています。